

第 32 期
東京都青少年問題協議会
第 2 回専門部会
(若者支援部会)

令和元年 11 月 27 日 (火)

都庁第一本庁舎 34 階

「34A 会議室」

午前 9 時 57 分開会

○若年支援課長 お待たせいたしました。ただいまから東京都青少年問題協議会第 2 回専門部会「若者支援部会」を開催をいたします。

本専門部会は、東京都青少年問題協議会総会の運営規定に準じ、原則公開となっております。議事録につきましても、同様の扱いとなりますので、ご承知おきください。

次に、資料の確認をさせていただきたいと思います。

今回の資料につきましては、次第、部会名簿、資料 1 から資料 4 まで。それから、参考としまして、本日、ご欠席の委員から事前に提出いただきましたご意見の資料。「東京都子供・若者計画」の冊子と、子供・若者育成支援推進大綱を置かせていただいております。

また、古賀部会長からご提供いただきました資料として、令和元年 11 月 25 日の日本経済新聞朝刊に掲載されました古賀部会長の記事。それから、内閣府が平成 27 年 12 月に発表した、第 3 回青少年意見募集事業結果を置かせていただいておりますので、あわせてご確認ください。

次に、本日ご出席の委員の紹介をさせていただきます。

まず、古賀正義部会長でございます。

○古賀部会長 よろしくお願いたします。

○若年支援課長 それから、井利由利委員でございます。

○井利委員 よろしくお願いたします。

○若年支援課長 河野久忠委員でございます。

○河野委員 よろしくお願いたします。

○若年支援課長 小西暁和委員でございます。

○小西委員 よろしくお願いたします。

○若年支援課長 土井隆義委員でございます。

○土井委員 よろしくお願いたします。

○若年支援課長 仲野由佳理委員でございます。

○仲野委員 よろしくお願いたします。

○若年支援課長 なお、堀有喜衣委員からは、ご欠席の連絡をいただいております。

また、本日は、部会のオブザーバーとして、東京都の関係部署の方に出席いただいておりますので、紹介をさせていただきます。

福祉保健局総務部企画政策課長の代理で、同課西嶋統括課長代理。

○西嶋統括課長代理 よろしくお願いたします。

○若年支援課長 教育庁指導部指導企画課長の代理で、同部小鍛冶統括指導主事。

○小鍛冶統括指導主事 よろしくお願いたします。

○若年支援課長 産業労働局雇用就業部就業施策調整担当課長の代理で、同部就業推進課竹蓋課長代理。

○竹蓋課長代理 よろしくお願いたします。

○若年支援課長 警視庁生活安全部少年育成課長の代理で、同課中田少年環境担当管理官。

○中田管理官 よろしくお願いたします。

○若年支援課長 以上の皆様にご出席をいただいております。

それでは、次第2に移らせていただきます。

自己紹介ということで、前回、第1回専門部会をご欠席の委員の皆様からお一人5分程度でご自身のご専門、ご活動等につき、ご紹介いただければと存じます。ご着席のままでお願いたします。あいうえお順とさせていただきたいと思います。

まずは、特定非営利活動法人青少年自立援助センター理事長の河野久忠委員、よろしくお願いたします。

○河野委員 河野と申します。前は、欠席して申しわけありませんでした。

私どもの法人なんですけれども、東京の福生市で、40年強、ひきこもりを中心とした若者の自立支援を実施しております。

近年は、8050とか、ひきこもりの問題も、長期高齢化というのが、一つ大きな問題になっていますが、内閣府の調査等を含めて、急に高齢でひきこもりを始めているわけではなく、若年層の時代からひきこもりが長期化して高齢化していているという背景は、間違いなくあるかなと感じております。ですから、ここの子供・若者の分野の部分からどこまで線引きして支援をすべきかというのは、課題ではあると思うんですけれども、地続きな部分でもあると思っています。

当法人では、青少年自立援助センターという名前のおり、若者支援の部分というのを、中心に実施していて、そういう対象の方を早期発見、早期対応して、高齢化させないというのをここ40年、一貫してやってまいりました。

保護者相談から始まって、訪問支援、あとは、自立就労支援、最終的には、定着支援。ひきこもりの問題の、すごく難しい部分は、ご家族の相談に行っても、「ご本人が支援の場に来

てくれなかったら対応できません」というのが主流でした。でも、それだけでは対応が難しいので、こちらから出向いて行って相談にのるというアウトリーチをはじめました。

始まった当初というのは、某ヨットスクールとかが全盛の時代で、よくああいう強行的な部分と比べられてしまっていました。それは、今も続いているんですけど、近年も、もともと多分やんちゃ系を得意にする団体だと思えるんですけども、強行に訪問して、強行に連れて行ってしまったり、あるいは、高額な金銭をとって、実は、支援のソフトはあんまりなくて、軟禁状態である。そういった事業者が、多く出始めているような状況に今あります。本当は、この協議会でも、そういう部分について指針であったりとか、ガイドライン的なものをつくっていけるといいのかなというふうに思っています。

それから、私どものところは、ひきこもりというのは、一つ中心になっていますけれども、もともと広く若者支援というところでやってきています。

一つは、宿泊型というのをベースにしてやっておりまして、ひきこもりだけではなくて、どう社会的に自立を果たしていけるのかというのがテーマで、養護施設を出て、そのままなかなか就労に結びつくのは難しいような方を受け入れたりとか、少年院や医療少年院で、ここを出院するに際して、ご自宅のほうで引き受けるのは難しいという状況。大人の施設は、いっぱいあるんですけど、なかなか18、19の若者・子供たちがなじめるような環境ではないのが現状です。そうすると、私どもが実施している生活支援と自立就労、それは就学でもいいと思うんですけど、一体化した支援というのが、今後、重要になってくるかなというふうに考えております。

ですから、これが、だんだん財源も少なくなっていくことが予想されている中で言うと、今、いろんな分野、これは、東京都内の部局をまたいでであったり、省庁をまたいでであったり、横串を刺して対応していくような。実際、それが、制度の狭間に居る方たちに必要なサービスが届いていくことに繋がると思います。また、予算的なものというのも削減しながら、サービスをしっかり提供していけるような根っこの部分になっていくかなというふうに考えております。

そういったことで、広く若者支援の部分をやっておりますので、その中で現場で見えてきている部分というのを、この協議会でも、反映させていければというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○若年支援課長 ありがとうございます。

続きまして、早稲田大学法学学術院教授、小西暁和委員、よろしくお願いいたします。

○小西委員 よろしくお願いたします。早稲田大学法学学術院の小西暁和と申します。

早稲田大学では、刑事政策の科目について法学部、大学院法学研究科及び法務研究科、いわゆるロースクールで担当しております。

特に、研究分野は、刑事政策なので、これまでも非常に広く、例えば、受刑者の処遇とか、あるいは、地方自治体における再犯防止を含む、再犯防止施策のあり方や防犯など、研究を行ってまいりました。

ただ、これまで長い間、特に、継続して研究してきたのが、少年非行の対策という領域です。とりわけ、重大でない逸脱行動、問題行動をとっている少年に対する法的対応について、焦点を当てて研究を行ってまいりました。

具体的には、少年法上の虞犯少年とか、少年警察活動規則における不良行為少年とか、あとは、児童福祉法上の不良行為をなし、または、なすおそれのある児童という、児童自立支援施設の入所対象児童などについての研究を行ってきたわけです。

それで、こうした少年や児童に関する対応について、警察、家庭裁判所、児童相談所、少年院、保護観察所などの実態調査やあるいは歴史的、比較法的な研究というのを行ってまいりました。

その中でも、やはりその関係する機関の連携と、あるいは、団体の連携というのが重要であるということから、いわゆる多機関連携の研究というの、進めてきたという次第です。

当初、少年サポートセンターを含む警察と、児童相談所、学校・教育委員会、その3者の連携を中心に研究をしてきたのですが、その後は、民間団体等も含む、より広い連携というのを視野に研究を進めております。

いかにして、その機関や団体が連携しながら、早期発見、早期対応に取り組み、児童虐待等を含む不適切養育やさまざまな少年・児童の抱えている、その背景的な問題要因に、多機関が連携しながら働きかけて、逸脱行動の重篤化とか、あるいは、その重大事案の発生を防止していけばいいのか、こういうところに特に焦点を当てて、研究をしてきたということです。

当初、古賀先生もご指摘されていましたが、この切れ目のない、シームレスな連携の枠組みというのは、非常に重要であると考えておまして、親の妊娠段階を含む、少年・児童の成長発達段階をずっと継続的に支援できるような、切れ目のない、シームレスな連携の枠組み。そして、漏れのない、それぞれの問題が、複雑な要因を抱えているので、それに対して、漏れのない連携、多機関の連携の枠組みを構築することの重要性というのを、つくづく感じて

おります。

そういうことで、実態調査も行っていますが、海外、特に、オランダでの非行少年対策の多機関連携の枠組みとして、セーフティハウスというものがあります。ここでは、刑務所出所者なども、成人も含めて対応しているのですが、そういうところでも、やはり共同のオフィス、あるいは、共通データベースの活用というんですか。そういうものを非常に活用されながら、多機関の連携というのが、幅広くとられている。こういうものを見ながら、日本でも、どのようなものが採り入れられるのかということも、日本国内での調査も通じて、研究をしているといったところが現状です。

今後は、民間団体の支援。特に、民間団体の活動というのは、公的な機関では、なかなか発見できない新たな社会的ニーズ、そういうものを迅速に発見して、柔軟に対応されているとつくづく感じているので、そうした民間団体の育成や支援というのを、手厚く行っていくということが、必要であると感じていますし、また、民間団体の中でも、さらに、持続性を備えた、いわゆる社会的企業、ソーシャルファーム、ソーシャルエンタープライズ、こうしたところとの連携というものも、今後、さらに重要になっていくだろうと感じています。そういうところが、最近の研究の取り組みです。

引き続き、よろしくお願いいたします。

○若年支援課長 ありがとうございます。

続きまして、筑波大学人文社会系教授、土井隆義委員でございます。よろしくお願いいたします。

○土井委員 おはようございます。今回は、欠席いたしまして、失礼いたしました。

私も、小西さんと同じく研究畑の人間です。それで、専門は、社会学というものを専門にしております、特に、近年は、青少年をめぐるさまざまな問題行動、あるいは、その背後にある、今の若者たちの生きづらさといったものを研究テーマにしております。

社会学の中でも、そういった問題ですので、例えば、教育にかかわる、教育社会学的な分野であれば、古賀さんのご専門に近いかなと思いますし、あるいは、問題行動にかかわる面から見れば、仲野さんの研究分野にも近いかなというふうに思っております。

それで、実は、前回、お休みをさせていただきましたのは、今、神奈川県の方で高齢者の万引き対策の問題の委員会をつくっております、そちらで議長をやっておりますので、そちらのほうにどうしても出席をせざるを得なくて、欠席をさせていただきました。

という事実が物語っておりますように、今、刑法犯は、特に、高齢者が非常に目立ち、中

でも窃盗、中でも万引きが大きな問題となっておりますが、対照的に、青少年の刑法犯は、具体的には、2003年以降、激減ですよ。これは、人口比で見ても激減をしていますから、決して、少子化の影響ではなく、恐らく今の若者たちのメンタリティーが大きく変わってきている表れだと思っています。

先ほども少し河野さんがおっしゃっていましたが、やんちゃをするような若者たちが、今、減少してきていて、今日の古賀さんの日経新聞の記事にもありますけども、若い人たちが非常に孤立をおそれる不安を覚えて、なかなか目立つ行動をしたがらないというのが、非行といった問題にも表れているのかなと思います。

ただ、その裏側で、具体的に数字としては、なかなか顕在化しないのでわかりづらいのですが、近年、問題となっているのは、若い人たちの、例えば、自傷行為の問題ですね。あるいは、近年、日本全体で言いますと、今、自殺率は、ようやく落ちついてきていますが、しかし、10代・若年層の自殺率は、依然高どまりの状態であるんですね。

こういった、言わば、他者を攻撃する問題ではなくて、自らを傷つけるような問題が、今、目立つようになってきているように思います。

そういった問題の背景にある、社会的なバックグラウンド。これがどういうものであるかということ、私自身は、個別の事例というよりは、近年の統計的な数値に基づいて解釈をし、分析をするということを研究のテーマとしております。

それで、実は、これは、この前期のこの青少協で問題になったんですが、もちろん少年刑法犯に触れる少年たちもいるわけですが、そういった子供たちの背景にあるのも、いわゆる反社会的な行動というよりも、つまり、社会に対してものを申したいとか、あるいは、大人とか、学校とかに対して反発を覚えるというタイプの刑法犯、少年非行ではなく、むしろ前期のこの協議会でも弁護士の方がおっしゃっていましたが、自傷行為ですね。その自傷行為の一つのバリエーションのような形として、少年非行もあらわれている。

例えば、万引きをしているときには、気分も高揚しますし、その中で自分のいろんな不安を忘れられる、そういった、いわば自分の自傷行為の延長のような形として、問題行動、反社会的行動も表れているように思います。

そういう観点から、それでは、今、若者たちの生きづらさと向き合い、それをどう解消させていったらよいのかということ、皆様と一緒に考えていければと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○若年支援課長 ありがとうございます。

それでは、ここからは、古賀部会長に専門部会の進行をお願いすることといたしたいと存じます。

古賀部会長、よろしくお願いいたします。

○部会長 それでは、進行ということで、ここからは、次第の3ですね。今後の進め方について、まず、事務局のほうからご説明願ひ、そして、具体的な4の議論へ進んでまいります。

では、よろしくお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、資料の1でございますが、今後の検討スケジュールについて説明をいたします。

本日が、11月27日、第2回の専門部会でございます。12月に第3回、第4回の部会を開催をいたしまして、1月下旬以降に、これまでの検討のまとめとして、第5回の部会を開催する予定でございます。

その後、拡大専門部会を開催をいたしまして、2月上旬以降にパブリックコメントを実施をさせていただき、その後、総会にて、答申をいただければと考えてございます。

以上でございます。

○部会長 今後の予定を示していただきました。資料の1ですね。かなり早いテンポで進んでいくと。今年度内で、いろいろな審議を終えていくという形でございますので、ご確認をいただきたいと思ひます。

それで、そのために、前回の計画の項目ごとの意見交換をこの部会でできるだけ密度を濃くやらせていただくとしておりますし、また、この間ご意見をいただいた、例えば、当事者の子供たち、若者たちの声を大事にしようということを経験の許す限り、やっていきたいと思ひます。資料としても、今日、私気になったものをお持ちしたり、私の記事もそうですが、内閣府とかがやっている若者意見聴取事業の結果とかもお持ちしておりますので、こういったものも見ていただきながら、その当事者の声も反映した形で、計画の改定を行っていただければよいと希望している次第です。

また、今、事務局から説明がありましたが、「パブリックコメント」ですね。これは、意見募集という形で、若者を含め、広く全体に、都民に対して開かれているものと思ひます。こういったものもできるだけ広い範囲の意見が聴取できるように、働きかけをしていただくようお願いをしておりますので、また、見ていただければというふうに思ひます。

以前にもお話ししましたが、内閣府も同じように、子供・若者育成支援推進大綱の評価・点検をしている最中ですので、こちらのほうもほぼ、東京都と同じようなテーマでもってや

っておりまして、重なってくるところがございますので、必要に応じて、私はそちらも出ておりますので、資料を提供をさせていただければなというふうに思っている次第です。

また、先ほどの3人の先生の自己紹介の中にもございましたが、お集まりいただいている委員の皆さんは、困難を抱える若者と、直接接したり、お話を伺って活動されている方が多いですので、そういった若者から日々受け取っているご意見も出していただいで、ぜひ、若者の実態を踏まえた具体性のある意見交換を進めていきたいと思っております。

この後、出てまいります「次第の4」についてもいろんな項目がございますが、要は、困難を有する子供・若者の実態を把握しながら、施策を考えていくということでございますので、個別な問題だけを扱っていくことではないかと思ひます。ぜひ、その点を念頭に置いていただければというふうに思ひます。

今のような進め方の前提で、よろしいでございましょうか。

(異議なし)

○部会長 それでは、次第の4ということで、東京都子供・若者計画の改定に向けての意見交換を行っていきたくと思ひます。本日は、計画の第3章部分のうちの基本方針のⅡについての意見交換を行いたくと思ひます。

それで、ご存じのように、この計画の中身は、大変広い範囲にわたっていますので、1回当たりの意見交換の範囲もかなり広いものになっています。それをご確認いただいで、個別の課題からお話はいただきますが、最終的には、それを通して方針を考えていくことにしたいと思ひます。

ということで、まず、事務局から、現在の東京都子供・若者計画の基本方針Ⅱについて、項目ごとに内容と現状についてのご説明をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○若年支援課長 それでは、恐れ入ります。資料2をごらんいただきたくと思ひます。

基本方針Ⅱ、社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援でございます。それぞれ、現行計画の内容と策定以降の主な取組について、記載をさせていただきます。

1 ページ目では、1、「困難な状況ごとの取組」として、1のいじめ。めくっていただきまして、2 ページには、不登校・中途退学。3 ページから4 ページにかけましては、障害のある子供・若者への支援など、同様に、15 ページまでそれぞれの取組について記載をさせていただきます。

また、2の「被害防止と保護」では、同様に、16 ページから19 ページにそれぞれの取組

ごとに記載をさせていただいております。

続きまして、資料の3でございますけれども、資料の3では、基本方針Ⅱに關します現行計画の掲載事業について、項目ごとにそれぞれの取組内容と、現在の状況をお示しをしております。

また、資料4は、子供・若者の現状として、基本方針Ⅱに關わります主要な調査データをまとめてございます。それぞれご意見の参考にしていただければと存じます。

以上でございます。

○部会長 どうもありがとうございました。

いろんな資料がございまして、見ながらやっていただくということになります。資料3、資料4は、それぞれ細かな各課題の施策状況やまた、現状のいじめの認知件数に始まる東京でのデータもお示しいただいておりますので、ご意見を出していただく際に、参考にしていただければと思っております。

それでは、基本的には、資料の2、こちらでしょうかね。この基本方針の項目を追いながら、意見交換をしていきたいと思っておりますので、ごらんいただければと思っております。

この基本方針の2もたくさんあるんですね、項目が。

ですから、どうぞ、ご意見のある先生方、ぱっと意見をまずはどんどん言っていただければと思っておりますので、最初は、いじめからスタートをしてまいりますけれども、どうぞ、ご意見のある方、挙手されるなりして、ご意見を出してください。

じゃあ、まず、このページの1ページ目のいじめのところからスタートしましょうか。いじめについて、この資料を見ながら、施策上のこと、あるいは現状についての理解について、何かご意見があれば、まず、出していただけますでしょうか。

○仲野委員 じゃあ、すみません。意見といいますか、こういう例もありますということで、ちょっとご紹介をさせていただきたいなと思っております。

いじめの問題というのは、学校内では、同じ学校の生徒が、その加害・被害関係に陥ってしまうというところから、私も、教職の授業を持っているのですけれども、非常に扱いが難しいということを感じています。

その中で、注目している取組がありまして、そのご紹介なんですけれども、その防止だけではなくて、問題状況に対処するというところに着目するのであれば、ノルウェーで制度化されている対立調停委員会のような、和解や調停という視点を盛り込んだ取組はいかがかなと思えました。

つまり、やっぱり防止を強めていくと、じゃあ健全なコミュニケーションのあり方は何だ、子供たちの人間関係は今どうなっているんだというところを、やや監視的に、管理的に教育でも扱わなくてはならなくなってくるので、そうした進み方をするよりも、問題状況をどう扱うか。また、そのときに、大人や支援者のどのようなサポートを得る必要があるかということ、子供たち自身が学び、自分たちで問題を解決・緩和していくという、そういう仕組みが必要かなと思って、そのノルウェーの事例に注目をしました。

実は、今年の9月に、実際にノルウェーに行って、場は見れなかったんですけども、その対立調停委員会の事務所にお邪魔して、いろいろお話を伺ってきました。もともとは、そのPD政策の中に組み込まれている第三の仕組みといいますか、なので、扱う全てが、子供たち同士のトラブルではないものの、学校の中でもスクールメディエーションという形で領域化をされていて、ノルウェーでは、非常にうまく機能しているということでした。

ちょっとざっくりとしたお話なんですが、対立調停委員会に持ち込まれるそうした問題であるとか、具象問題の中では、実に9割が、何らかの和解、あるいは、解消に至ったということもお話をされていました。

私が見たところは、konfliktradet という組織なんですが、そのウェブサイトには、調停の様子が動画で紹介されていて、こちらも見ましたが、メディエーターを挟みながら、被害者・加害者、双方が望んだ場合のみということなんですが、大人の力をかりて、一体何が起きたのか、そのときどう思っていたのか、本当は、どういうことを伝えたかったのか、ということグループでお話をして、その映像の中では、最終的に、その加害者の気持ちも被害者は理解し、被害者は、加害者の気持ちを理解しと、お互いに理解が深まって、和解に至ったというものでした。

この対立調停委員会は、修復的手法の考え方や犯罪学者のニルス・クリスティーの、紛争を専門家に独占させるのではなくて、みんなの共有財産として扱うという考え方、そして、ダメージを受けたコミュニティの修復には、そのコミュニティのみんなで取り組みましょうという、そういう思想的な基盤があるというお話でした。

私としては、いじめ問題の解決に対しても、有用な手法かなと、評価しています。

○部会長 ありがとうございます。

今のお話のように、いじめの防止対策は、以前より結構充実してきたと思うんですね。

ただ、それが、逆にいじめがすぐ起きそうだという不安と背中合わせになってきたような気がするんですね。「いじめのない学校は無い」って、子供たちも思っていますよね。本当に、

いじめがないかもしれないじゃないですか。

そのことが、非常に心配でして、今、お聞きしても思いましたけど、いじめが起きるのではないかという不安による過剰な対応が生じるなら、これは、やはりかえって子供たちの自立を阻害する可能性もありますから、今のお話は、重要かなと思いますね。

同時に、日本でも、京都でオンブズマン制度があったりとか、幾つか第三者委員が入ってくる対策はあるんですね。ですから、それをさらに進めていくような作業というのは、あり得るかと思います。

と、こんな感じの進め方でいきますけど、他にどうですか、いじめについて。

どうぞ、はい。

○井利委員 昨年度、若者の施策の研修のために、ヒアリング形式の調査を世田谷区で行ったんですけども、そのときに、やはり学校のいじめ、不登校もそうなんですけども、やはりサードプレイスといった、居場所が必要なんじゃないかというようなところなんです。

結局、学校だけでやっているの、なかなか固まってしまうというような状況が生まれているんじゃないかというところで、若者たちは、自分たちの居場所が欲しいというところで、最終的には、その子供たちにヒアリングを行ったんですけど、児童館に来ているような子供たちなんですけども、居場所と仲間と、あと、意見が言えるネットワークが欲しいというところがあるので、やはり今の子供たちが何か、自らの考えていることを言ったりすると、何か話題とちょっと違うことを言ったら、いじめに遭うんじゃないかとか、あるいは、SNSで叩かれるんじゃないかとか、そういったことを思っているというところがありました。学校には、建て前があって、仲よくしなければならぬ、集団から外れないように気をつけて頑張っている、そこから外れると、いじめやインターネットでたたかれるのではないかという恐怖心を持っている子供たちが多い。

というところで、やはり仮面をかぶらずにいられる居場所とか、演じなくてよい居場所といったような、そういったところが今ないと思っている子供たちが、少なからずいるというところがあるので、学校だけの問題ではなくて、地域として、サードプレイスみたいなものをどうやってつくっていくかというところも、大事なんじゃないかなと思います。

すごく印象的だったのは、児童館で勤めている方がおっしゃったんですけども、子供は、地域の宝だったのが、最近では、母親だけの宝になっていて、それで、それにより子供が生きづらくなっているんじゃないかといったようなこととか、失敗を非常におそれる、何かに縛られている感じの子供が多いという印象を持ったというようなヒアリングの結果が出ており

ますので、そういった全体を見ていく視点は、必要かなと思います。

○部会長 今回のサードプレイスというのは、非常にいろいろ意見がありまして、地域に設置というようなことで、「子供食堂」など、そういうものもその流れの中にありますが、それだけではなく、学校の中にも、こういった居場所を一生懸命つくる動きが活発に行われています。子供たちにとっては、生きづらい空間が多くなっているという理解があるかと思います。不登校の方たちの状況も、似ているかもしれませんね。

○井利委員 そうですね、はい。

○部会長 いかがでしょう。いじめだけじゃなく、その後の不登校・中途退学も関連してくるかと思いますが。いかがでしょうか。不登校・中退のところも見ていただいて。例えば、中退の子供たちとインタビューをさせていただいたりすると、その入り口は、いじめがあったとか、あるいは、不登校がありましたとか、さっきお話に出ていましたけど、発達の流れとか、時間の経過の中で、いろんなものが絡み合っている人たちが多いということは、非常に印象深く思います。

単純に、直線的な原因として、不登校だからひきこもりになりましたとか、そういうことは言えない。むしろ、何らかのつながり合いの中で、困難が積み重なっていくというイメージですね。

ですので、同様に、中退する方々も、最初から中退を考えていたわけではなくて、中学のときのいじめとかで、すごく学校生活が難しくなりますとかということがあって、次の高校のステップでまた、困難を感じると、そういう困難の積み上げがあるんだと思うんです。

何かあれば、どうぞ。

○河野委員 そうですね。これは、後半のほうにもかかわってくるかもしれないんですけど、海外ルーツの子供・若者たちも、中退とか、不登校のところには、大きくかかわってくるかなと思うんで、若干、その辺を触れておいたほうがいいのかないかなというふうに思います。

○部会長 土井委員、いかがですか。

○土井委員 いわゆる最近の教育機会確保法の動きがありますよね。つまり学校だけが居場所ではない。第三の居場所をきちんと確保したほうがいいですね。そういう動きって、やっぱりどこかに入れたほうがいいのかないかなという気はいたしますけどね。

あと、やっぱり不登校・中途退学というと、ネガティブに捉えてしまうので、学校だけが、居場所ではない。別の場所もきちんとあるんだと、どこかに書いてあるのかなという気がします。

○部会長 教育機会確保法も、不登校だけを特化しているわけじゃないですよ。いろんな条件の中で学校に行きにくい人に場をつくらうということだと思うんですね。

そこが、その条文を読んでいますと、ある意味では、ちょっと回りくどく見えますけど、同時に、その機会を形成していくことの重要性が書かれているかと思います。ちょっとそれもまた見ていきたいということですね。

ほかにいかがですか。この部分。

○井利委員 民間のサポート校は、たくさんあるんですけども、そこに行った方で、やはり中退していく方が多い印象なんですけど、その辺が、どうなっているのかとか、そういったところのガイドラインみたいなものがあるのかというところは思います。

やはり高校に行ったんですけども、そこで切れてしまうという状態になっていて、そうすると、切れ目のない支援というところは、非常に大事だと思っているんですけども、なかなか本人が声を上げない限り、支援のしようがないといった意味では、そういうその能動的な支援といったものがまだまだ足りていないという意味では、どうなんでしょうね。訪問とか、そういったことになってくるのか、あるいは、中学時代からのスクールソーシャルワーカーさんとか、そういった方の活動になってくるのかなと思うんですけども、まだまだ、ちょっと受動的だまって、声を上げない限り、なかなか行き届かないというところがあるかと。

○部会長 私、たくさんしゃべって申しわけないですけど、学校から外れると、実は、支援の網ってかかりにくいんですよ。学校にいるうちはね、いろいろしてくださるんですけど、学校から離れちゃうとね、なかなかいい支援というものにたどり着きにくくて、一方で福祉の問題とか、逆に医療の問題とかね、こちらのアクセスが大きくなっていくという流れになるものですから、今のようなお話が出てくるかなと思います。

ちなみに、サポート校に行かれる方って、大部分、通信制の高校に籍を置かれています。「通信制」って、ご存じのように、今、すごく柔軟に教育していると思うんですけど、ただ、中退率という計算をすることが、なかなか難しいんですね。どこでやめたかがはっきりしなくて。ただ、定時制、通信制の全体的なデータでいいますと、やっぱり通常の退学率の10倍以上になっているんですね。ですから、やっぱりこれは、なかなか重みがある数字かなというふうに思いますので、リカバリーをするというのは、簡単にいかないのかなと思います。

はい。ほかにいかがですか。まず、学校関連になりますけど、どうでしょう。

はい。ちょっと足早で申しわけないですが、そうしましたら、次に、障害のある子供ですね。この部分はいかがでしょうかね。

○小西委員 よろしいですか。

○部会長 はい、どうぞ。

○小西委員 障害のある方の就労支援の大きな方針として、やはりソーシャルインクルージョンは、東京都でも、今後の就労支援の基本理念として位置づけられていらっしゃることで、それは、明記されていかれたほうがいいのではないかと強く感じています。

また、もう一つ、ソーシャルファームについても、東京都では、その就労支援の施策として新たに取り入れる計画にあるというようなことをお伺いしております。

それで、ここのところでは、一般就労と福祉施設における就労支援というようなことで、3ページの2の(1)、(2)にあります。ただ、やはりこの一般就労ではなかなか働きづらい。

それで、また福祉施設における就労支援でも、自立につながるような賃金までは、なかなかもらえにくいという、この中で、第三の職場としてそれぞれの障害のある方の強みを生かして、市場の中でも購買されるような、そういう商品の生産などに携われるようなソーシャルファーム、これを東京都でも、新たに条例をつくって進められるという都知事のご意向もあるということです。そのソーシャルファームについても、今、刑事政策の領域でも就労支援においては非常に重要な方向性としても意識されていますし、福祉の領域でも重要だというふうに、現在、いろいろなところで言われている。これも取り入れていくことが、一つ、方向性としてあるのではないかと感じています。

○部会長 わかりました。

○小西委員 あと、農福連携というのが、非常に現在、障害者の就労支援で言われているのですが、ちょっとお伺いしたいのですけれども、東京都としては、農福連携ということは、特には、意識されていらっしゃるのですか。

○部会長 「のう」というのは、農業の「のう」ですね。

○小西委員 はい。あまり東京都だと農地がそこまでないと思うのですが、国全体では、障害者の方の一つの雇用先として支援していくことが検討されています。農業というのは、対人的にもそこまで多くの人に接しない面がある。例えば、今の労働というのは、主に第三次産業中心だと思うのですが、サービス業では、なかなか働きづらいということがある。知的障害があったり、発達障害があったり。そういう中で、例えば農業だと一つのことのめり込んでできるという、障害特性を逆に生かして、農業に励むことができるというので、農業の分野、そして、その生産物の加工ということで、それぞれの特徴・強みを生かしてい

くというので、推進していく方向にあるのですが、農水省や法務省でも。

東京都では、余り農業というのは、そこまで検討されていない感じなのでしょうか。

○若年支援課長 私のほうからお答えして申しわけないのですが、おっしゃるとおりで、他県に比べると、農地の割合が少ないというところと、都市型農業であるというところもありますので、どこまで、他県さんみたいな形で進めていけるかというところと、少し難しいところもあるのかと。

○小西委員 そうであれば、そのところは、特に余り、いいかもしれません。

○部会長 賃金が安い授産施設等が通常やってきた作業がありますが、そういったものも超えた、もう少し活動があつていいんじゃないかという話かと思うんですけど、ソーシャルファームですね。

ちょっと私、また、もう少し別な角度からつけ加えておきたいんですが、障害者という概念は何なのかということ、やはり一つ、確認しておく必要があるかなというふうに思いますね。

というのは、高校なんかでは、今、障害者手帳をとる・とらないというのは、非常に大きな問題になってきている。つまり、障害者手帳を取得し、障害者として認定されることによって、就労が確保されるのか。

いや、そうではなく、その手前のグレーゾーンでもって、活動していきたいと考えるのか。これは、ご家庭にとってかなり重い選択になってきている。

障害者というものをどう位置づけるかというのは、さまざまありますが、制度的な位置付けを受けて、ある種の福祉的な、ある種の利益を得るか、そうでないのかというところについて実は、十分な情報提供が依然行われていないんですね、高校でも。

ですから、これは、非常に悩ましいという方が多い。

どの辺りが、障害というゾーンなのか、あるいは、ターゲットなのかということを確認しないといけないということで、そういう意味では、自認としての障害と、外側から制度として認定される障害とを明瞭に区別していく作業が要求され始めているということは、お聞きしながらも、お伝えてしておきたいと思いました。

ほかは、いかがですか。

○土井委員 その点にかかわることで、私も、具体的な政策というよりは、やっぱり理念にかかわるところなので、一文あつてもいいかなと少し思うのは、今言われた、例えば、小西さんもさっき言われた、発達障害の問題もそうだし、今、古賀さんがおっしゃられた障害の間

題もそうですけど、何が障害かというのは、言ってみれば、何が普通かと、セットになっているわけですね。私たちが、何を普通かと考えるかによって、何が障害か生まれてくるので、これは、障害者と言われている人たちの問題である以前に、何を普通かというふうに考える、私たちの社会の問題でもあるので、この問題は、社会として取り組んでいかないといけないんだという、基本的なスタンスは、どこかに書いておいたほうがいいのかなという気はいたします。

○部会長 はい。いきなり障害者はこうあってという話じゃなくて、障害者というものをどうそれぞれが受けとめるかということがあった上での話ではないかなということですね。

ほか、いかがでしょうかね。

○小西委員 もう一つ、よろしいですか。

○部会長 はい。

○小西委員 これは、全体的な問題とか、前回の分科会のテーマにも係るかもしれないのですが、けれども、SDGsの点についても、要素を触れておいたほうがいいのではないかと感じております。

政府の推進本部でも、SDGs実施指針の中で、地方自治体で各種の計画や戦略、方針の策定や改訂の際には、SDGsの要素を反映させることを推奨するとされておりますので、特に、雇用の分野、若年者雇用や障害者雇用でも、そのディーセントワーク、つまり働きがいのある人間らしい雇用というものの促進というのが、SDGsでも触れられている点なので、それも、少しどこかで触れておいたほうがいいのではないかと感じております。

○部会長 これ、全体に係るお話ですかね。持続可能なというようなことを意識してということでしょうかね。これは、ここだけではなくて、いろいろな部分でそうかと思いますが。

ほか、いかがでしょうか。

○井利委員 その障害かグレーゾーンかというところで、ハローワークのほうで、トータルサポーターというものが、いらっしゃいますよね。その方たちが、数は、多分少ないと思うんですけども、グレーで障害手帳をとって就労するか、それとも、一般でいくか。そういうようなところのちゃんと相談できるというような、ずっと真ん中の枠組みもあるというところで、そこは入れていくといいのかなというふうに思いました。

あと、障害かどうかというのは、そこで、窓口を選ばなきゃならないという、それはなくて、その間もあるんでということなんですよ。

○部会長 そういった中間的な役割の存在のPRがあれば、親御さんたちもいろいろ考えるこ

とができるということ。

いかがでしょうかね。トータルサポーターなどの存在。

○仲野委員 私も、今、お話を伺って、保護者さんをサポートするというか、お子さんのサポートであっても、それを通して保護者さんが、自分の子どもの障害の可能性をどう受けとめて、それに対して、子ども自身がどういう職業に就きたいか、どういう道を進みたいかって、保護者と相談しながらになると思うので、保護者の側もすごく影響が大きいと思うんですね。

そのときに保護者さんが、子どもが障害者手帳をとる意味と、そして、障害者として生きる意味と、でも、それを、じゃあ、しなかったとして生きる意味と、というのをきちんと考えて、子どもとちゃんとお話をして決められるかということ、私もちょっと現状、なかなか難しいところがあると思って、今、お話が出ていたように、前段階で家族を丸ごとにして、一緒に相談をする、あるいは、そういうものを考えているということが、はっきり見えると、安心かなというふうに思いました。

○部会長 はい。そういう意味でまさにトータルなサポーターを必要としているかと思います。

ほかにいかがでしょうか。障害関連。大丈夫そうですか。

ちょっと関連しますが、次のニートに移ってみましょうか。足早で申しわけないですが。

○若年支援課長 すみません。この項目に関して、ご欠席の堀委員から、ご意見をいただいております。代読をさせていただければと思います。

○部会長 お願いします。なお、資料によると、次のひきこもり対策の項目についてもご意見があるようですので、続けて代読していただいてもいいですか。

○若年支援課長 わかりました。

まず、若年無職者（ニート）、非正規雇用対策に関してですけれども、5ページの現状課題のまるの二つ目のところに、「若者を労働市場に参入できないままにすることは」という表現があるんですけれども、これについては、未就職にのみに対応するので、非正規の若者を含めたために、例えば、「若者が労働市場の中で安定した居場所を確保をできないことは」などに変更したほうがよいのではないかと。

労働政策研究・研修機構が二次分析した2017年の就業構造基本調査によれば、ニートになる要因として、15歳から34歳の層では、3分の1、35歳から39歳の層では、4割が病気・ケガを挙げている。

また、一部は、後段のひきこもり層とも重なっている。

よってニートへの支援として、就業に結びつけることは、大変重要であるものの、社会参

加の側面も合わせて強調することが必要だと思われる。

なお、ニートの支援機関である地域若者サポートステーションにおいては、主として就労を念頭に置きながら支援が進められているところであるが、ひきこもりの居場所等をはじめとした多くの支援機関との連携、ネットワークの構築を目指しており、一層の発展が望まれるとの意見をいただいております。

続いて、ひきこもり対策についてです。

○部会長 ちょっと先にご意見があるようですので、いただいて。

○若年支援課長 ひきこもり対策に関連し、記されているように、若者自身への支援は重要であるものの、世帯の問題でもあり、実際には、世帯支援の様相を帯びてきているように見受けられる。よって、世帯支援の側面も書き入れられてもよいではないか、というご意見をいただいております。

以上です。

○部会長 というわけで、家庭支援、世帯支援を考えていくということが、要求されているということで、今、お休みの堀先生のご意見ですが、非正規雇用者の対応がこの文面からは読み取りにくいということ。それから、社会参加というもう少し広い、就労だけにかかわらないところも拾っていくことが望ましいんじゃないかと。確かに、そうかなというふうに、お聞きしながら思います。

というようなご意見を踏まえまして、まずは、じゃあ、このニート・無業者。ちょうど、氷河期世代の就労を検討する有識者会議が、昨日ぐらいから政府に立っているのですが、国も非常にこの問題を悩んでいて、というのは、年齢層の高いところまで、この問題の網のところにひっかかってきちゃっていて、40代の後半ぐらいまでですね。相当大変なんですね。

ですから、今後の展望によっては、大変な無業者の生産をしてしまうという可能性があるということで、検討しているかと思いますが、いかがでしょうか。ニート問題。

はい、どうぞ。

○河野委員 うちの法人でも若者サポートステーション、サポステを運営しておりますけれども、サポステ自体は、労働政策の部分なんで、あくまでも就職、就労させるという目的になっています。職的な部分で言ったら、職業あっせんはしないんで、ハローワークの一步手前というようなところで、ある程度、ご本人に自信をつけていただいて、適職を定めていただいて、仕事に就いていってもらうというような、そういう部分でありました。

ただ、雇用状況が変化する中で、利用してくる層というのも、その時々で変化しています。

近年の課題とすると、雇用状況は良くなったんで、ちょっと前まで、若者サポートステーションを通過して就労を果たしていった方が、多くの企業も猫の手も借りたいというような現状で、サポステを通過しないでぽんぽんと就労を果たしていています。

それで、全体的には、ちょっと利用率は減ってきています。

逆に、じゃあ、現在、利用している層はというと、先ほども少し話にありました発達障害が疑われるような方であったりとか、長期に無業状態だった、まさにひきこもりというカテゴリーになってくるかもしれないですけど、そういう方々が利用してきていて、支援の長期化というの、今、問題になってきています。

あと、表に出ている数字ではないんですけど、うちの法人が運営する3カ所の若者サポートステーションの毎月の傾向を見ていますと、精神科とか、心療内科にかかわっている利用者さんというのが、すごく増えています。ここ半年ぐらい見ても、6割、7割ぐらいです。というところで考えると、ご本人の生きづらさというのが課題としてあって働けないで利用してきているのかなというのがあります。

今、就職氷河期のお話が出ましたけれども、ひきこもりの問題もそうなんですけど、若者サポートステーションなんですけど、気づくと34歳、39歳で、今、44歳、今度は、49歳というところまで対象年齢を延ばしていています。就職氷河期とひとくくりになっていますが、実際には、いろんなタイプがいます。以前に就労経験があるのかないのかでも対応方法というのは変わってきますし、全く就労経験とか、そういうものがない状況では、社会性が乏しい状況になってきてしまうんで、仕事だけあれば、何とか就労できていくのかというと、そこは、なかなか難しいのが現状です。手前の段階的な支援というのを充実させていかなくても、安定した就労は難しいかなという。

あとは、生活困窮者の法律ができて、これは、この後のひきこもりもそうなんですけど、既存の相談の窓口というのが、どんどんどんどん福祉寄りに移行していついてしまっていて、そこにあんまり集中してきてしまいますと、生活困窮の窓口は、どちらかといったら、何でも来いの窓口なので、どうしても専門性が希薄になってしまいます。ひきこもり支援においては専門性を持って対応しなくちゃいけないので、そこで、アウトリーチができたりとかするわけではないんで、支援の濃度が薄くなっていついてしまう可能性があるなというのが若干心配するところです。やっぱり若者政策の部分とその辺の生活困窮の部分とか、しっかり差別化していくようなことというのが、必要かなというふうに感じております。

ついでに、ひきこもりのところも話しちゃっていいですか。

○部会長　じゃあ、どうぞ、はい。

○河野委員　すみません、長くなって。

○部会長　はい、どうぞ。

○河野委員　ひきこもりの部分は、堀委員もここで書いてありますけれども、世帯支援という言葉が出てきています。ひきこもりの根底の問題というのは、支える側があって始めてひきこもりというのは成り立つんで、親子の共依存関係というのが、一つ大きな問題としてあります。

そういう意味では、日本は、ひきこもり状況になったら、家族が支えて当たり前、福祉ってそういう考え方だと思うんですけど、それが根強くて、本来であると親も子、ご兄弟とか含めて、ひきこもり状態は家庭の中で全員巻き込まれているような状態だと思うんで、当事者の人権ばかり目が行ってしまうんですけど、ほかの家族の人権もあるんで、広く家族支援的な視点というのを持って対応する必要があるというようなところは、入れたほうがいいかなと思います。

あと、先ほども言ったように、年代とか、タイプ別での支援も、これだけ幅が広がってしまうと、やっぱりある程度は区切って、ひきこもり支援も分けて対応できる団体というのも、それぞれ得意分野が違うんだというところは、打ち出していく必要があるかなというふうに思います。

そうなってくると、民間団体とかの積極的な活用というの、重要になってくると思います。経済的に困窮しているご家庭も多いんで、そういう民間団体を使う際に使える助成制度みたいなものが創設されてくると、先ほど、ご挨拶のときにも言いましたけど、うまく、早期に利用を果たしていくかなというふうに思っています。

だから、この生活困窮の部分と、東京都で言えば、若者社会参加応援事業の団体さんとか含めての連携強化というのは、必要のところになってくるかなというふうに思います。

あとは、大学との連携みたいなものは、今後、必要になってくるかなというふうに思っています。高校中退の問題とまた、ちょっと別になってくるんですけど、アルバイト等の就労経験がなくて、大学に入っても、就活でうまくいなくて、ニート状態になっていく方々が居ます。現在もとある大学と連携しながら支援しているんですけど、キャリアセンターだけでは、やっぱりかゆいところに手が届かないというのもあるんで、民間団体と大学が連携して早期に対応して行って、若者サポートステーションであったりとか、あるいは、こういう支援機関につながっていくと、割とスムーズな就労というのができていってます。そういう

現状があるんで、ちょっとその辺も出していただけるとよろしいかなというふうに思います。

すみません、ちょっと長くなりまして。

○部会長 ありがとうございます。例えば、ニートと言われる人たちの中にも、精神保健対応の方々とそうじゃない方があるということで、ここの仕分けがある程度されないということ。それから、生活困窮者の法律ができたために、そちらの網かけになったら、別な部分はできないんですよ。だから、どちらの網かけに対応する人かということも、その区分けとか、選別というのは、非常に大きな問題になっているということが、今、ご指摘あったと思うんですね。

ですから、もちろん生活困窮と精神的な問題とが重なっている人もいっぱいいるんですが、あくまでも、支援の入り口をどこへ置くかは、その重点のあるほうへ行くしかないので、この辺、どう理解したらいいかということで、今のご指摘があったと思います。

それから、いろんな課題を抱えてしまうと、家族が、みんな丸抱えをしてしまうけど、そうもいかないという現状があるという。もう家族自体もある種の被害者性があるということで、そういう人たちを支えていくために、例えば、大学もいろいろやってくれたらいいんじゃないかとか、就労経験をもっと増やすような仕組みをつくっていったらいいんじゃないかとかということが指摘されるかと思います。

ちなみに、大変言いにくいことですが、各大学では、コミュニケーション不安の学生を抱えることについては、非常に大変な思いをもう始めているということは、ちょっとお伝えしておきたいですね。

大学にみんな来るんだけど、例えば、受験、定期試験、期末試験において、別室受験の希望者数は、うなぎ登りに増えています。つまり、横に誰かがいると試験を受けられないと言ってくる学生の存在がある。隣の人の息が聞こえるから嫌だという学生が出てきたりしています。これって、やっぱりもう「対人不安」の傾向がかなり、進学ということとは別に存在していることをよく示していると思うんですよ。

これは、別室受験者数が、今、学期によっては、延べ数十人出てしまうのですが、全部、職員を個々人の試験監督に張りつけるんです。これ、大変なことで、今まで考えられないことです。つまり、申しわけないんですけど、高校で片づかなかったことが、大学へ先送りされてきているかなと。

ですから、就労の問題も、高校のところでやれないと大学へ来るんだけど、大学もやれてないという現実があります。そういうことを言うと、大学が、ちゃんと責任取れてないって

なっちゃうと困るんですけど、そうじゃなくて、今までない課題に多くの教育機関が直面していると理解していただきたい。そういう部分は、文面に入れていただく要素としてあるんじゃないかなと思います。

ほか、いかがでしょうか。今、ひきこもりの話も出たんで、それも含めて、ニート、ひきこもり、いかがでしょうか。

ニートについては、土井委員、いかがですか、ニート。

○土井委員 申し上げようかどうか迷ったんですけど、非正規って、そもそも悪いことなんですかねというのを、やっぱりそこは触れておいたほうがいいのかないかなという気もするんです。

そもそも最初は、雇用の流動化の促進制度を始めたことですよ。問題なのは、非正規であるがゆえに、身分保障をされないとか、賃金格差が生じているということで、したがって、若者たちも、不本意で非正規という問題が生じてくるので、そもそもは、その非正規という制度自体のいわばこの条件整備が、むしろ本来は必要だと思うんですけど、それがまさに、非正規という言葉が示しているように、正規に付随するものというか、下に押しつけられているようなところがあるので、当然、そういうふうにされてしまうと、非正規は嫌だとなってくるんですが、例えば、若い人の就業調査の意識を見ても、特に、2000年代初頭ぐらいまでは、転職をしたいという若者は結構多かったし、増えてはいたんですが、2000年に入ってから傾向が変わって、いや、転職なんてとんでもないって。やっぱりせっかく正規についたんだから、もうそこで一生勤めたいという人が、急激に増えているわけですよ。

これは、やっぱり制度の問題が背景に大きくあると思うので、そこもすぐできるというわけではないんですが、やっぱりどこかで触れておいたほうがいいのかないかなという気は、若干しますけどね。

○仲野委員 私も、この話、すごくときどきするんですよ。私も非常勤講師なので、最初、すごい子供が小さく、子育てをしているときは、むしろ前向きに捉えていたんです。働き方の一つだし、家族のこともやれるしという。

でも、それが、だんだんこういう話にかかわるようになると、あれ、何か、これじゃだめかしらという気がして、ちょっとこの話をざわざわしていたので。

でも、やっぱり言っているのかどうかというところで、ちょっと土井先生が言ってくださったので、ちょっとほっとしました。

○部会長 今のお話で、その終身雇用を前提にした制度設計であり過ぎるということが、やっぱりあると思うんですよ。もうそう簡単に終身雇用にカムバックできるわけではないです

よね。20歳代の若年層の今30数%が非正規なんですけど、この人たちが、例えば、正規の雇用に行けるかって、その枠は、本当にあるかということですよ。

だから、ある意味で非正規の形で働き続ける方法論というのが、もう存在しているかもしれない。そういう意味では、さっきの障害もそうですけど、問題の立て方がシンプルになっていないかなということがありますよね。

非正規であっても、非正規な就業形態であっても、いろいろフォローしてもらえとか、情報提供が受けられるとかということがあったほうがいいということだと思います。

今の話にさらに付け加えると、社会参加ということ、さっき、堀委員、ご指摘になっていたんですが、やっぱりこれも、つまり、就業がなくなると参加する社会がなくなるといっても、これ、大問題ですよ。地域の活動とかは、あるわけなのに、就業していないと入れなくなっちゃっているということだと思いますね、現実には。

今、内閣府なんかで調査をしていただいて、この私の新聞記事にもちょっと書きましたけど、要するに、無業者層の人たちという業を持たない人たちは、極端に家族としか会話しなくなるんですね。

つまり、やっぱり業を持たない人って、いろんな場に入りにくいというのはあると思うんですね、私の印象として。そうすると、結局、家族にまた負荷がかかるという悪循環構造がありますね。つまり、入れないから、また、家族に頼るといって、結果、家族の環境が一層難しくなるというね。

ですから、そういうその社会参加そのものも、就業と並立して何か促す要素がないといけないのではないのかなというふうにも思います。これは、さらに加えておく必要があるかと。

はい、ほか、いかがでしょうか。はい、大丈夫です。

○井利委員 ひきこもりから脱出するイコール就労をせねばならないみたいな考え方がありますが、その間があつていいということを思っている方たちの想いが伝わっていません。それから、家族の方もわからないでいます。すぐ即就労しなければならないのであれば、自分に行けないがというようなところがあるなというところはありますので、その間の場所があるところか、あるいは、例えば、この生活困窮者自立支援窓口が中心になってきちゃうと、ひきこもりから出るためには、福祉を利用しなければいけないのかとか、そっちの方向へ行くと、また、それは、ちょっと難しいかなというのがあるので、やっぱりその流れでばっを書いてしまうと、何かそれが強まってしまう感じがするのと。

あと、生活困窮者自立支援窓口に、じゃあ、ひきこもりの方が行くのかというと、そのネ

ーミングではどうなのかなという感じが非常にします。

○河野委員 ひきこもりの方って、対人恐怖とかとよく言われたりするんですけど、ひきこもっている方々の調査結果とか見ると、対人恐怖というよりは、失敗が怖いという方の率が高いんです。

あるいは、ばかにされるんじゃないかとか、変な人扱いされるんじゃないかというのが、同じような数字で出てきていて、本人も現状がいい状況じゃないとは思っているわけですから、そういう相談の場とか出ていっても、責められるんじゃないかとか、厳しく扱われるんじゃないかと考えてしまいます。先ほど、井利委員がおっしゃったように、その場があるところ。別に責められるわけでもなく、あるいは、失敗が許される。その上で経験が積める。そういう場があるところを周知していくような、そういう機会というのは、多く設けたほうがいいと思います。

あるいは、あらゆる年代層の中で伝えていけるような、そういったものが必要かなというふうに思います。

○部会長 そういう意味では、すぐさま対策というのではなくて、曖昧なグレーゾーンの人に、網かけできるような、中間的な支援体制というのが要求されるということですかね。

○河野委員 支援機関は、いっぱいでき上がってきていますから。

○部会長 はい。ほか、いかがでしょうかね。今、ご意見が出ました、ニート、ひきこもり。

もし、よろしければ、一旦先に進んで、また、あればということ。

はい。じゃあ、次、非行です。こちらは、専門の方がたくさんいらっしゃるんで、どうでしょう。非行、犯罪に陥った子供・若者への支援ということ。

じゃあ、まず、小西委員どうぞ。

○小西委員 この現状・課題のところの丸の5番目で、「深刻な社会問題となっている危険ドラッグについては」と書いてありますが、この当時は、特に危険ドラッグについて、中心的に取り上げておられたと思うのですが、これは警視庁の積極的な店舗販売などの取り締まりも功を奏して、かなり鎮静化してきていると思います。

他方で、大麻が、若年層を中心に広がってきているという点があるので、それは、北米における合法化の影響もあると思うのですが、こうしたゲートウェイドラッグとして的大麻に関する対応というのをする必要はないかと感じています。

○部会長 はい。ということで、その薬物のいろんな範囲ですね。広がりや対応を考える。最近の芸能人の薬物問題があったものですから、脱法ドラッグというのは、恐いのじゃないか

というようなことは、大分あるんですけど、知識を広げていくってことが、まず、要求されるというお話ですね。はい。

ついでに言うと、ドラッグが通販で買えるってことは、ちょっとね、怖い話としてございますね。

はい。ほか、いかがですか。

○仲野委員 私も、いいですか、すみません。幾つかあるんですけども、一つは、非行に、その各種手続での同行支援というの、書き込まなくていいのかなということを、思いました。

私も、調査の関係で少年と出会うのですが、少年はいろいろ情報をもってアドバイスも受けるんだけど、やっぱり行政の窓口に行くのは不安で、ただ、保護者があんまり協力的でない場合もあるので、やっぱり一人ぼっちで窓口に行くって、ものすごくハードルが高いんだということが、すごく印象的でした。

やっぱり、民間の支援団体でも、すごくすてきなホームページがあって、パンフレットがあって。でも、それを見てても、実際行くとするとその行動のハードルの高さというの、何度か聞く機会があったので、それであれば、誰かが一緒に行く支援というのがあったら、すごくいいんじゃないのかなということを思いました。

あと、もう一つは、ここまでのお話の中でも出てきているんですけど、やっぱりその当事者自身への支援に加えて、やっぱりかかわっている家族も大変だと思います。保護者もそうですけど、特に兄弟関係は手薄になりがちで、親がその問題を起こしている当事者にすごくかかり切りになってしまって、なかなかかまってもらえないというような、いろいろ悩みもあるようだったので、やっぱり家族への支援もあった方が、複合的に考えてもいいのかなということを思いました。

あと、もう一つなんですけど、ちょっと非行にかかると難しいかもしれないんですが、やっぱりその当事者が、自分の支援、自分がこれからどう生きたいか、どういう支援を受けるとかというのを決める、かかわるそのプロセスに積極的に参加できるよという姿勢が見えてはどうかと思います。

今日の話の中でも、当事者の声をどう反映させるかという話が出てきていると思うんですけども、支援の場でも専門家の考えるこういう生活が合理的、こういう支援だったらスムーズに行くということと、当事者が自分で思っている自分らしい生活とか、自分がしたい生活の質というのが、なかなか一致しないということが、しばしば起こるんじゃないかと思いま

す。

例えば、少年院の就労支援では、せっかく協力雇用主さんがいるのだから、そこに就労を
すると、いろいろ理由がわかった上でサポートしてもらえるのですが自分がつきたい職業で、
なかなか協力雇用主さんがいない。大体、建築とか土建関係が多いので。

やっぱり若者がしたい仕事って、もっと華々しくて格好いい、かわいい仕事の場合も多く
て。そうすると、協力雇用主さんではないところで、じゃあ、どうしてやって仕事に就くか
という課題になってしまって、そこが、なかなかうまく調整がつかないなということを見
ることが、すごく多かったです。

でも、それは、どっちが合っているかとかではなくて、専門家は、やっぱり全体を俯瞰し
て、専門的な知識もあって、先の見通しもあってというところで支援をするので、効果的な
支援が何かというのをきちんと伝えられる人たちだと思うんですが、その当事者が考える生
活って、それはあるけど、でも、もっとプライベートなレベルで、世界を認識していたり、
生活を理解していたりって、自分がどうしたいかを考えていたりするんだなということなの
で、その認識の違いをうまく重ねていきながら支援を考えられるといいんじゃないかなと
いうふうに、思っています。

特に、非行や犯罪にかかると、やってしまったという、その失敗経験の強さもあり、し
かも、子供や若者であるということで、やっぱり大人から未熟と思われがちなので、どうし
ても自分の意見が言い出しにくくなっているところがあると思うんですが、子供が自分のこ
とはよく知っている、自分の専門家でもあるので、そういう意味では、支援のプロセスなり、
考える場に参加させるということは何がしかの形でできないかなと思いました。すみません、
ちょっと長くなったんですけど。

○部会長　なかなか困難を有している人の就労イメージとか、犯罪イメージって、我々とまた
違うところがあると思うんですね。ですから、そこをまず、押さえるということ。そして、
さっきの同行支援のような、当事者の範疇をもう少し広げてあげて、支援を受けやすくする
ような、そういうパートナーシップを形成するところが、非常に重要なことですね。

かつては、ガテン系という言葉が使われていましたが、就職雑誌に「ガテン」というのが
あったのでそういったものの就労が、大体非行化した子たちへの対応としては、想定されて
きましたけど、そういうこともちょっともうね、時代が変わってきちゃいましたから、やっ
ぱりいろんな彼らのイメージする職業を、寄り添いながら考えていく。

正直言って、今、福祉関係に勤める人、結構いますよね。こういうようなものも、やっぱ

りイメージしながら、就労先を考えていたりというようなことが要求されていて、そういう意味では、協力雇用主プラスアルファ的に、いろんな職場経験が積めるような場があるといいかなという気がします。それは、ひきこもりの方も似ている。

○河野委員　そうですね。うちの法人でも、先ほども言いましたけど、非行少年を受け入れているんですが、昔ながらのやんちゃ系って本当に少なくなっていて。例えば、中学校を卒業したばかりで、ネットで他人のアカウントを乗っ取って、サイバーパトロールでひっかかって、ある日突然、警察の方が尋ねてきて、家族もびっくりするような。

さらに、若干、発達障害の傾向があって家でもなかなか建て直せないし、学校にも通えない。親元だと、やっぱり甘えてしまうところがある。

そういうような方を受け入れて、では就労に向けてはというと、ご本人はご本人で、パソコンをさわったりするのが好きだから、その方向で生きていきたい。でも 15、16、17 歳くらいの年代だと、そういう夢や希望もまだ不鮮明な状況で、いきなり働くイメージも沸かないという。

それで、生活面もなかなか立て直すのは難しいというようなところであると、やっぱり居住環境と自立就労就学支援というのは、一体化している部分、ここが、本当に足りないんですよ。

あと、うちは、そういうひきこもっている方々とか、ニートの方々、その中に交じって支援をしていく。同一の出自の方ばかりだと、あんまり少年院とかと変わらない環境になってしまうので、いろんな個性があったり、いろんな生い立ちがある方々と交わるというのが、一つ大きな意味があるかなと思っています。

その辺の仕組みづくりというのをうまく、実験的でもいいんで、できていけるといいかなと思います。今は、苦肉の策で、障害を持っている方のグループホームとかもやっているんで、あるいは、B型とか、就労移行支援のほうもやっているんで、少年院を出院する際に、経済的なご負担が難しい方で障害者手帳を取れる方は、一旦手帳をとって、生活保護を受けて、その枠で入ってきて、その中で支援をするという苦肉の策をとらざるを得ないというのが現状です。本来であれば、ある一定期間、経済的な支援がなされるのであれば、もうちょっと充実した、同行支援も全部含めて支援していけるので、そういったものが、できるといいかなと考えます。やっぱり出口の部分ってすごい重要で、再犯の問題にもつながってくると思うので、そこは、考えるべきところかなというふうに思います。

○部会長　複合的な支援の場ということですよ。ファミリーホームなんかもそうなんですよ。

うけど、前段階的に家庭的な福祉の要素を支える部分と、就労・就学みたいな要素を持つものが、並立的に入っていく。これは、発達的な段階としても、そういうものをつくっていくといいのではというお話だと思います。いかがでしょうか。ほかに。

○土井委員 2点です。現状を語るどころのまず1点目のデータは、新しいものに数値を変えないといけないんですね。今、18歳未満の増えてはいないはずで、減っていますから。それをしないといけないのが1点。

二つ目には、2項にある、再犯者の問題ですけども、先ほど、仲野さんもおっしゃった、その支援の問題で、当事者及び家族の支援に加えて、やはり社会ですよ。一般社会に対する啓発活動も、私は、とても必要かなというふうに思っています。

NPO法人の「セカンドチャンス！」の方たちと話をしているときに出てきた話題でもあるんですけども、彼らがつくっているグループは、いわゆる自助グループではないって言うんですね。つまり、立ち直り支援を自分たちでやっているわけじゃないって言うんですよ。では、何をやっているのかというと、居場所なんだって言うんですね。つまり、どう立ち直っていくかを、お互いに協力しあってやっているわけじゃなくって、とにかく居場所が欲しいんだって。居場所があれば、おのずと立ち直っていくっていうお話だったんですね。

何を言っているかということ、結局、社会に戻ってきたときに、居場所がない。言いかえると、誰も相手にしてくれないと孤立をしてしまうので、寂しいんですね。寂しいから、結局、また元の非行グループとつながってしまうわけですよ。

例えば、矯正施設の中では、いかにその昔の悪い仲間とどうやってつき合わないか指導するんですが、その結果、戻ってきたときに、どこにもつながりがない。寂しいから結局求めていくのは、元のつながりになっていってしまうんですね。

これは、要するに、そういう一旦道を外れた子供たち、若い人たちに対して、ちょっと自分たちとは違った人なんだろうというふうに、社会が思っているの、なかなかそこに接点ができにくいのかなという気がするんですね。「セカンドチャンス！」をつくられた津富さんの話では、静岡県立大学で大学生にやられた調査があるんですけど、どんな困難を抱えた人たちを助きたいかということで、例えば、障害のある方とか、あるいは、子育て中の母親であるとか、日本語ができない外国の人とか。こういうのは、助きたいという人は、とても数が高いんですけど、非行経験がある人たちを助きたいかということ、これは、一番低いんですよ。

それは、やっぱり非行経験がある人たちは自分たちとは違った人たちというイメージがあ

ると思うんですね。このネガティブなイメージを変えていかないといけないので、なぜ彼らがそういう道に行ったのかという事情がわかれば、例えば、よく言われるように、背景に、学校での被いじめ体験であるとか、家庭での虐待経験であるとか、いろんな問題を抱えているわけですから、そういうものの一つのあらわれとして、非行というものが生まれてきたところを一般の人によくわかるような啓発活動が、私は、とても必要かなというふうに思いますね。

世論調査を見ている、非行に走った少年の矯正が、可能と思うかと聞くと、7割ぐらいの人が、可能と思わないと答える。可能と思わないという社会に戻されたら、それは、可能にならないですね。やっぱりみんなが可能と思っていないと可能にならないわけだから、そういう意識を変えていくことが必要かなって思いますよね。

○部会長 続けて、結構です。

○小西委員 この9ページのところの主な取組にもありますが、東京都再犯防止推進計画が、再犯防止推進法に基づいて策定されていますが、これについても取組の方向性などで触れられる必要があるかと思います。また、それとも関係して、地域援助を展開されている法務少年支援センターとの連携ということで、少年鑑別所との連携もこの取組の方向性や、主な相談窓口として触れておく必要があるのではないかと感じています。

○部会長 はい。後段の今のお話は、鑑別所に限らず、保護観察所であるとか、様々なところが相談支援に、今、手をかけていますよね。これは、ほかの福祉関係もそうですけど、以前に比べて大変優しくなったというか、よくなっているところかと思いますので、ちょっとそういう書き込みをしたらいいかと思います。

また、前段のさっきの一般社会の啓発というのは、なかなか言うは易く、行うは難いところがありますが、ただ、どちらかという、防止論になりがちで来たから、それだけじゃなくて、その一度問題を起こしてもその人を受けとめる。厳罰化するんじゃなく、受けとめるということに対する啓発というのは、やってみる価値があるんじゃないかというお話だと思います。そこは、文面として検討してみることがあるかと思いますが。

○仲野委員 それに関して、少し、また、ご紹介なんですけど、今日、最初にも、ご紹介させていただいたそのノルウェーの対立調停委員会も、いわばその、まさに土井先生がおっしゃったような、国民に対しての加害・被害に対して理解を深める、その啓発的な側面が非常に大きいということは、メディエーターさんもおっしゃっていました。

メディエーターさんも、研修は受けていらっしゃるんですけど、普通にお仕事をされてい

る方が、ボランティアで担っているのです、いわば、保護司さんみたいな身分なんだと思うんですけど、そういう、要は一般の感覚を持つ人たちにその場に入ってもらって、被害・加害に子供たちがどう向き合っているかも見てもらう。その加害者は、決して、自分たちと違う存在ではない、その同じ社会の子供であり、人間なんだということをわかってもらう取組が、非常に有効だということをおっしゃっていました。

○部会長 なかなか、日本では、保護司さんって、今、高齢化しちゃっていて、難しいですから、そういう意味でも、非常に広い対応ができる方を探したいですね。メディアーター的な。

それでは、よろしいでしょうか。はい。次、先に進ませていただいて、ひとり親家庭に育つ子供への支援のところを見ていただいて、これは、いかがでしょうか。

特にご意見がなければ、さっきの家庭の問題とも、重なっているかと思しますので、少し進めていって、また、あったら言っていただいて、もちろんひとり親家庭の課題は、たくさんあるんですが、先ほどの話と重なってきているかなと思います。

続けて、自殺対策についてはいかがでしょうか。どうぞ。

○小西委員 東京都では、39歳以下の自殺死亡率が、全国的に見て高く、中でもその学生・生徒の自殺率に限ると、全国でも2位というようなことになっていて、さらに、自殺者数になると全国1位と。そのうち6割が大学生なので、大学が、東京都の場合、数多くあるというようなことから、自殺防止対策として、大学との連携というのも、この中で書いておく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○部会長 はい。加えて言えば、大学によっては、やっぱり自殺予防教育を始めたところもあります。自殺に限らず、さっき、出ました自傷行為。これ、結構頻発していますので、そういうことも含めてやっていってほしいかと思えます。

はい。ほかには。

○土井委員 今、おっしゃられた自傷行為を、そのどこに入れるかという問題は難しいと思うんですけど、自殺は、自分の命を絶ちたいと思っているわけですけど、自傷行為をやっている子というのは、生きたいと思って切っているのです、自殺を願って切っているわけじゃなくて、生きるために切っているわけですね。なので、ここに入れていいとは思わないですが、しかし、生きづらさを大きく抱えているのは、共通しているのです。

しかも、先ほど出てきた、例えば、少年刑法犯って、少年人口比で言って0.5%前後ですけども、この自傷行為は、統計を見るとやっぱり、今、10%くらいあるので、そうすると、

刑法犯少年の 20 倍の数、潜在的にはいるわけですね。

こういう、それこそ、人間関係の不安とか、そういう生きづらさを抱えている人たちが、生きるために、自分の身を傷つけざるを得ないという、こういう問題は、やっぱりどこかで触れられるといいなという気がしますけどね。

○部会長 これ、自殺対策の中に入れちゃうと誤解が生じそうなので、どこかに書けるゾーンをつくって、今のような最近出てきている特殊な逸脱と言っていいのかな。問題行動というか。問題行動と言うのも、何か嫌なんだけど、ほかに言いようがない。そういった部分を扱って入れるということが要求されるかなと。例えば、「生きづらさ」はキーワードで、生きづらさの表現として出てくるものを少し並べてみるということがあっていいのかな。

ちなみに言うと、最近は減りましたが、拒食症なんていう問題も、これとほとんど重なっていると思うんですね。

大学でも、私も何人も授業のときに拒食症の子の相談に乗りましたが、こういうのも、やっぱり同じような根があるかなと思います。

ほかにいかがでしょう。自殺関連。どうでしょう。

もし、なければ、ちょっと進めながら、この外国人等のところ、さっき、河野委員からお話がありましたが、外国人の方のところは、いかがでしょうか。

どうぞ。外国人。はい。

○河野委員 まず、この「外国人等」というところは、外国人よりも、外国にルーツを持つ児童・生徒とか、あるいは、海外にルーツを持つ子供・若者、そこが、日本国籍を持っているミックスルーツの子供たちの存在も含めたほうが、よろしいかなというふうに思います。

あと、数値的なものは、ここは、あんまり入っていないんで、文科省の学校基本調査とかで、国内の公立学校に在籍する外国籍の生徒の数というのが、9万3,000人強いて、10年間で2万人増加しているとか、あるいは、公立学校に在籍して、日本語がわからない子供たちというのが、これもまた5万人強で、うち1万人強が日本国籍を有している。こういった実態というのが、これは、日本語指導が必要な児童・生徒の受け入れ状況に関する調査で明らかになっている部分があるんで、こういった部分を掲載していったほうがいいかなというふうに思います。

それで、公立学校の日本語指導の体制、受け入れ体制の整備というのは、自治体によって大分温度差が激しいのが実際に、日本語の指導が必要な子供の4分の1が学校で何の支援も受けられない状態で、無支援状態に置かれているというのが、実情です。さらに、今まで海

外ルーツの方たちに教育支援を行ってきた担い手は、ほとんどボランティアでした。

ただ、そこに参加する若者がなかなか参加しなくなってきたという現状があります。ボランティアが高齢化し活動を継続するのが、難しくなっているという現状が、今起こっています。

一方で、日本語指導が必要な子供たちというのは、急激に増加して、対応が追いつかない。海外から、留学生みたいな形で、日本に勉強しに来ている方々がいて、日本語教師が、そういうほうへみんな行ってしまっている。そっちのほうは、時給がよかったりするんで、日本語教師自体が、非常に今、足りないような状況になっています。

もう一つ言うのであれば、これは、高校の支援にもつながってくると思うんですけど、定時制とか、通信制高校にも海外ルーツの方が増えて多くて、日本語がわからないばかりに、レポートとかも進められなくて、退学していったりとか、あるいは、就労に移る段階で、結構困難を有する方々というのも多くいるんで、海外ルーツの方々の就労支援というのも、一つ配慮して、対応していく必要があるという、一文が入るとよろしいかなと思います。

以上です。

○部会長　そういう意味で、お聞きして思いましたけど、外国にルーツを持つ若者という範疇になってくると、いろんな人たちが想定されるということが、もう少し書かれる必要があるかもしれませんね。つまり、例えば、ひとくちに外国語と言いますが、例えば、スペイン語だとか、中国語は、当然重要な外国語だけど、余りそこの指導対応はしていませんよね。

だから、結構、さっき出たように、その指導はボランティアに頼っている部分が大きかったと思うんですけど、現実には、海外から来る人たちが増えているという現状にありますので、そういった意味で少し考えていく。

それから、いわゆるダブルと言われる、国籍とか民族とかが二重になる人たちも、すごくたくさんいます。数名はいるという学校が、東京の場合、非常に多いですね。いわゆる遍在校と言うんですけど、たくさん集まってきちゃったところは、重点的にやっているんですよ。

でも、やっていないところも多いから、そういった問題も考える。また、都立高校は、少し始めてくださったんですけど、例えば、学級通信を何カ国語かにしてご家族が読めるようにしていく。これは、非常に重要なことなんですね。海外は、結構そのご家族向けの情報提供を、そういう多言語でやっている国が多いです。ですけど、日本は、意外にそこは冷淡で、やっと始まったという感じです。

ですから、こういったようなことのフォローアップも考えていただかないと、つまり、教

育支援と言われるものですかね。そういったものを考えていくということかと思います。特に、オリンピックも近いし、ダイバーシティを意識した施策を書き込んでいただくことは、必要かなという気がします。

はい。あと、いかがですか。今、外国の方のところですが。

よろしいですか。

はい。じゃあ、その次の難病等について、いかがでしょうか、前回、こういうカテゴリでやっていたんですかね。

こういう医療的な対応を要求される人たちと、さっき出たような福祉的な対応の問題のところと、すごく重なっていくものがあると思うんですよね。

ですから、この難病云々というのも、例えば、その通院した、入院した形で院内学級で教育を受けているみたいなことと、一方で、そういうのとは、全く別に切り離されてしまう人たちがあって、ですから、そういった医療的な措置と教育的支援との関係が、書かれてもいかなという印象は持ちますね。これを見ていて。

そのほか、特になければ、じゃあ、先に行きましょうか。

次の性同一性障害等のところは、いかがでしょうか。新しい問題で、前は、入れるというところで止まったかと思うんですが。

○土井委員 用語の問題ですけど、もう今、DSM-5でも障害と言わないですよ。性別違和というふうに、あるいは、性別不合一言たりしますから、障害ではないと今なっていますから、これも、用語を変えたほうがいいと思いますね。

○部会長 これ、困難さをあらわせるような言葉に少し変えて、障害と言わなくても、性同一性の困難ということがわかる表現を探しましょうか。

○小西委員 あと、東京都における2020年に向けた実行プランの中で、ダイバーシティに関して、特に強調されていらっしゃるって、そのことを踏まえると、タイトルは、また別としても、内容的にも、LGBTなどの性の多様性を踏まえた、子供・若者に対する相談支援といった内容に変えていく必要があるのではないかと考えています。

○部会長 井利先生、いかがですか。

○井利委員 そうですね。そういった方たち、13人に一人、LGBTの方がいるという統計も出ているというふうに聞いておりますので、やはりもう少し事業理解を深めていく必要があるのかなと思うんですね。

まだまだ、例えば、レズビアンだったら、女性が好きという、そういう嗜好を持っている

というふうに思われがちですけども、一般の方が異性が好きというのと同じ感覚で、それは、嗜好ではないですよ。そういう、何て言ったらいいか、そういうものなんだなというか、上手く表現できないのですが、その辺の理解がまだできていないところがあって、こういったことをやはり、当事者の方が今、非常に声を上げています。世田谷区の男女共同参画センターのらぶらすというところでも、そういうことを言っていたんですけども、そういった当事者の方の発言する場といったものも必要というところを、もっと広めていけばいいのかなと。

○部会長 大学でも最近では、そのカミングアウトをどう受けとめるのがいいのかってことも、真剣に議論されたりしているわけなんですけど。ですから、その社会がこれを受けとめられる環境づくりということを要求されてくるでしょうし、周辺のアジア諸国を見ても、もうだんだん同性婚を容認されてきていますのでね。私も、台湾にちょっと滞在していたんですけど、台湾は、もう5月ですか、法律が成立しましたので、ちょっとずつ変わっていくのかなというところで。そういった含みを置きながら、その障害という言葉をやめると同時に、性によるさまざまな差別がないような社会づくりということを、言っていただくということが要るかなと思いますね。はい。

ほかは、いかがですか。

もし、よろしければ、次の10代の妊娠。これは、ご意見は、たくさんあるかと思いますが。これもまた、特化して10代という言い方も何かと思うんですけど、この時点では、困難さの特徴的な事例ということで挙がっていたんですけど。

はい、じゃあ、どうぞ、ご意見のある方。はい。

○仲野委員 本文に出てくる、この望まないという言葉は文言として残さないほうがよいのではないかとご提案です。

というのは、やっぱり望まない妊娠になっているのは、なぜなのかと考えると、若年者の妊娠を支える支援体制と、やっぱりその理解が整っていないというところで、結果として、その望まないものと考えて、処置をしなきゃいけないというケースというものもあるのではないかなと思うんですね。

ある種、この望む・望まないという価値的な判断というのは、もう最終的にご本人がどう考えるかで、産んだとしても、大変な子育ての中で自信をなくしたりすれば、そこで、また、望む・望まないという価値的なことは出てくることなので、最初から文言として記載されていると、それでも産むと選択をした方々が、ちょっと言い出しにくい、あるいは、支援を受

けにくいと感じるのではないかなと思いました。

特に、その学校に通っている、例えば、高校生とかの妊娠ですと、なかなか就学継続も難しい状況になってしまうので、外圧と言うんですかね。望まないと考えなきゃいけない外圧が大きいんじゃないかなと思っています。

なので、その望まないという言葉を外してしまえば、妊娠をして、例えば、じゃあ、産むという選択をした場合の支援として就学継続に関する支援は、どうだろうとか、そのほかの健康面とか、そのいろいろな意味でのサポートはどうだろうという話ができるでしょうし、あるいは、子供たちも迷っている段階で、相談しやすいということもあるかなと思います。

その結果、例えば、望まないというふうな決断をした場合でも、人工妊娠中絶というのは、非常に大変な経験なので、そこに至るまでの支援と事後のケアということも、非常に重要なかなと思っています。

これを読んでいると、主にやっぱり女性の側にどう支援するかというところが、ちょっとメインになっている気もするのですが、妊娠するのは相手が居てのことなので、相手の男子生徒にとってとか、10代の男の子にとって、あるいは、そうじゃないかもしれないですけど、いずれにしても、10代の男の子にとって、この経験に対してどう向き合うのか、あるいは、その決断に対してどう関わるか、あるいは、例えば、産まないという決断をした場合に、それは、一つの命が消えるということなので、女子生徒だけではなく、恐らく男子生徒に対しても大きな経験になると思うので、そこへのメンタル的なケアとかも想定してもいいのかなと思いました。

その上で、その教育的な観点から、若年で妊娠すると、確かに、こういういろいろな将来設計にいろいろ影響出ますよということが、事実として、事前に教育をするということは、必要なかなと思いました。

その上で産むという選択をしたら、でも、社会には、これだけの支援がありますよということが伝えられれば、よいのではないかなと思いました。

○部会長 はい、わかりました。望まないという言い方がね、適切かどうかということと、同時に、例えば、性教育のような形でもう少し広く、そういう妊娠の姿を伝えていくということが必要ということになりますよね。

はい。ほか、いかがですか。

○小西委員 子供・若者計画ということで、結構年齢の幅は広くとれるのではないかなと思います。結局は、40歳未満ぐらいまでは、一応幅の中にも入り得るかなと思うので、そういう

特定妊婦とか、リスクを抱えている妊婦の方とか、全体的に包括的に支援できるような形でも、ここのところは、規定できるのではないかなと。

そうした支援の強化が児童虐待の予防ということにもつながってくるので、そういったことを今、検討しておいたほうがいいのではないかなと感じています。

○部会長 次の虐待と関連する要素がありますよね。はい。

いかがですか、ほか、いかがですか。

○土井委員 同じことの繰り返しになりますけども、やっぱりこの、ネガティブな感じがしてしまうので、やっぱり、生むか生まないかは、本人の選択の問題ですから、むしろ若くして産むという、望む妊娠をした人たちにも支援が必要ですよね、当然ながらね。

だから、望んで妊娠をして、でも、学校も続けたいという若い人たちに、どういう支援体制をつくっていくのかという視点をやっぱり書かないといけないなという気がしますけどね。

○部会長 まあ、アメリカの高校なんかは、保育所があるような高校が非常に多いですよ。それは、いかどうかは、ちょっと置きますけど、日本では、なかなかフォローするというよりは、先にもう少し道徳論になっちゃいそうなところもあるので、その点を文面として直していくということが要るかと思いますね。はい。

じゃあ、ちょっと先に行きましょう。児童虐待防止対策、社会的養護体制の充実。これ、関連していますので、あわせて見ていただきましょうか。虐待だけが養護の問題じゃないんですけど、関連しているかと思います。今のお話が出ていたように、母親であることが、非常に重苦しいという方もたくさん出ている時代だと思いますが、どうでしょう。

じゃあ、仲野委員。

○仲野委員 私は、まず、先ほど小西先生からお話が出ていたんですけど、今、相談窓口に関わる機関に、法務少年支援センターを入れたほうがいいのではないかなと思いました。

子育てをしていく中で、親子関係で生じるいろんな葛藤とか、子供をどう扱うかで虐待という現象が起きたり、あるいは、子供同士のトラブルという中でも、やっぱりいろいろな被害・加害経験が、身近になってくるので、そういうときに、そういう関係性に専門性が高く、しかも、その心理的なサポートも教育的なサポートもできるという点で、しかも、その支援に期限がないといいますか、必要に応じて関われるというところでは、もう少し、既にある機関をどんどん入れていってもいいのかなというふうに思いました。

あとは、子育て支援の充実が行き届いているかどうか、虐待の防止にすごくかかわってくるころだと思うので、既に日本でも、そのノウハウをどう組み込むかという、組み込み

始めているところも出ていますが、支援体制をいろいろな海外の事例も参照しながら、妊娠・出産・初期育児というところをシームレスに支えていくものが必要かなと思っています。

あと、もう一つなんですけど、これも虐待の被害防止を余りに強く打ち出すと、虐待ではなかったのに虐待を疑われてしまったケースというのも出てくると思います。私も、自分が乳児を育てているときには、よくお母さん同士で、近所のどこどこの誰々さんのところは、子供が夜泣きしていたら通報されてしまって、警察の人が来たらしいよという話が出ますが、実際に、そういう人に出会ったりすることもあって、それは、虐待を未然に防ぐことを考えれば、そういうことを繰り返して、実際に、リスクの高いケースを見つけていくということだとは思いますが、ただ、保護者の側からすると、疑われるというのは、かなりその養育能力を問われていると感じますし、すごくダメージが大きくて、私が、個人的に聞いた話でも、やっぱりその後、すごく育児に対して神経質になってしまったとか、自信を失ってしまったという、そういう問題が出てきているのかなと思うので、そういうケースへのケアであるとか、サポートも考えていますということ、盛り込んではいかがかなと思いました。

○部会長 はい。虐待を未然に防ぐというプログラムのというのは、いろいろ開発されていて、いろいろな市区町村でやっていますよね。

だから、そういうことと、今の過剰通報と言うんでしょうか。そういう言葉があるのかどうかわからないですが、防止対策をし過ぎることによる子育て当事者への影響ですね。これも意識するということは、必要かということですよ。

はい。ほか、いかがでしょうか。この部分って、ある意味で、要保護児童対策地域協議会でもかなりやっていることかとは思いますが、いかがでしょうか。社会的養護のほうも含めて、どうですか。

○小西委員 社会的養護については、特に、18歳でどのような仕事につくのかを、みずから適性を踏まえて決めるというのは、非常に難しいことではないかと思います。ですから、施設退所後のアフターケアの充実というものが、継続的な就労の上で、とても大事だと思うのですが、すけれども、この主な相談窓口というのが、この過去の計画のところでは記載がないので、相談窓口を記入する必要があると思います。既に、社会福祉法人などでアフターケア相談所をされているところもあるので、そういうのを記入するとか、さらに整備していく必要もあるのではないかと思います。

また、高等教育などへの就学支援の仕組みというの、大事ではないかと考えているところ。

以上です。

○部会長 はい。日本の場合には、家庭で育てる原則が強いために、いわゆる養子というものに対する理解が悪いというか、非常にマイナスなんですね。

でも、ご存じのように欧米は、すごく多いので、ケースとしてそれに対処するような仕組みができてしまっているというところがあるんですね。

だから、そこは、今のお話を聞きながら思うんですけど、いろんな相談をするにしても、こういうその施設理解と言うんでしょうかね。施設自体が、その家族の代理機能をして、支えていることの実をもう少し皆さんが、共通理解をする啓発が要求されているところがあるような気がしますね。

その上で、今のお話のようないろんな相談ということが、迅速・円滑に進むのかなという気がしますね。はい。

ほか、いかがでしょう。

○井利委員 社会的養護のところの、入所中から退所まで一貫して支援していきますという、これは、本当に支援をされているのかなという。

この間、事件もありましたね。そういったものもあるので、それも退所後の支援について、東京都でやられていることであるとか、そういったところは、もう少しきちんとあるのであれば、ぜひ出していただきたいなというのがあります。

それで、その退所後の支援については、やっぱり地域の方の理解というものが、非常に必要だと思いますので、そういったところも、地域で支えていくといったようなことは、大切になってくるのかなと思います。住める場所の確保もそうですし、それから、やっぱり進学したいけれども、結局アルバイトだ、学費だといったところで、やっぱり中退率が非常に高いというふうに聞いておりますので、といったところです。

○部会長 児童福祉法上は、18歳までだけでも、15歳で、前は、随分退所しているケースも多かったですね。今、18歳にはなろうとしていると思うんですけど、ただ、その後まではね、手がかかっていないかなという感じですよ。18歳まで入れるか、入れないかで、問題にしているというのが現状ですよ。だから、今のお話に出た、退所後のいろんなケアは、非常に重要。

これは、矯正施設についてもそうですね。退所してから大変なんですけど、意外に、保護観察所は、余りそういうことはしてくれないですからね、見ているだけです。あくまで出てから、生活するところをどこにというときに、やっぱりなかなかいい場所が、自立支援

の施設は、限られていますので、そういったことがあるかと思えますね。そういう意味での退所後の問題が、ここにあるという。

ほか、いかがでしょうか。なければ次、子供・若者の福祉を害する犯罪対策等として、児童ポルノ、犯罪被害に遭った子供・若者とその家族への支援、あわせてまいりましょうか。

次のページ、18、19 ページですかね。これについては、いかがでしょうか。

○小西委員 はい。本人がその撮影を許可していた画像による、いわゆるリベンジポルノとか、あるいは、自画撮り被害というのが問題化されているので、警視庁や教育庁とで連携を図られた上で、被害防止のための児童・生徒への啓発というのを積極的に行っていく必要があるのではないかと思います。

これは、次の犯罪被害者支援の点にも、かかわってくるかと思えます。

はい、以上です。

○部会長 はい。自画撮り被害防止の条例改正をしたんですけど、最近もSNSで出会って、監禁されてしまった事件のようなものまで出てきちゃうと、非常に難しいですね。被害を受けている人の自己の意思でもって、動いちゃうようなケースも多くて、その辺、先ほどのリベンジポルノの問題もそうなんですけど、いろんな問題がここに出ているかと。

はい、ほか、いかがでしょうか。犯罪被害も含めて。

○部会長 井利先生は、どうですか。犯罪被害。大丈夫ですか。

割と、細かく犯罪被害については、書き込んでいるんですね、今、改めて見えていますとね。

○井利委員 その先のこの「家族等への支援」というところで、やはり先ほどから、家族の支援ということをかなり言われていると思うんですけども、ここにある最後のページの、被害少年に関するアドバイザーとか、被害少年サポーターとか、いろいろあると思うんですけども、やはり家族全体を見ていかないと、また、同じことが繰り返されてしまうということがありますので、どうなんでしょう。30代まで、この子若法に入っている、40歳未満も視野に入れて。

○部会長 答申を作る際には、明確にしたいと思うんですけど。

○井利委員 そうですね。やはりひきこもり問題もそうですし、家族支援といったものをもう少し視野に入れて、そういった視点をもっと出していかないと、なかなかトータルな支援という本来の意味での支援は、難しいかなというふうに思っています。

○部会長 今のお話しをお聞きしながら、また、加えちゃいますけど、いじめなんかでも、かつては、いじめ自体の暴力性とか、その人に来る被害を問題にしていたんですけど、今は、そ

の精神科医の方を中心に、いじめトラウマという言葉が使われていますね。

つまり、いじめを受けると、何十年もそのいろいろないじめの痕跡が残るということを言っておられる精神科医の方が多くなってきていて、そういう何て言うか、長期的な被害感覚と言うんですかね。こういうものを視野に入れる必要が出てきているのかなと。

先ほどの児童ポルノなんかでも、これは、本当に嫌なことですけど、例えば、その写真とか、ビデオが10年後にまた、ネット上に出てきちゃうというようなこと。今回の、ちょっと身近なものも出してしまいますが、芸能人の薬物問題でも10年前のビデオや写真がもうばんばん出てきて、やっぱりあれはそうだったんだとなる。

こういう、今までと違う情報革命の時代の中での感覚というのは、非常に前とは違うんじゃないか。それ、あまりそこが書けないかもしれないんですけど、すごく長期にわたる影響や被害の相談や対応が要求されてしまうのかなということは、お聞きしながら思いますね。

ですので、短期的に考えるだけじゃなくて、その犯罪被害を広く捉えながら対処していくという作業が要求されていくという気がしますね。

ほか、いかがでしょう。

もし、よろしければ、全体を通してどうぞ。各先生方、ご意見なり、いや、ちょっと言い落としちゃったというようなところ、どこでもよろしいんで見ていただいて、いかがでしょう。

非常に多岐にわたっているということは、最初にもお話をしたようなとおりなんです。

ただ、ずっとお話ししていると、ある程度、その当事者にとっての問題の立ち方についてとか、家庭の支援とかは、共通しているかなという感じがしていますが、どうでしょうか。お一人ひとり、何か。

じゃあ、仲野先生。

○仲野委員 そうですね。私は、今日の総括は、やっぱり今、支援は家族丸ごとで考える視点を反映させていくほうがよいのかなと思ったのと、今、古賀先生もおっしゃっていましたが、その当事者がちゃんと自分でその問題に対して向き合える。

そして、向き合うだけではなくて、解決や緩和のプロセスにまで参与することで、自分に自信を持って、自分は、問題を解決する主体性があるということも認識してもらえるようなものになっていったらいいなと思っていました。

○部会長 はい。では、土井委員。

○土井委員 はい。前回、お休みしたので、きちんとフォローできていないんですが、恐らく、前回のところで、親の責任という言葉が出てきた。親や大人の責任とね。そのときに、どう扱ったかをきちんとフォローできていないんですけども。

○部会長 あまり議論になっていないです。

○土井委員 ああ、そうですか。あまり大人一般ならいいですけど、平均して、その前に親って、親の責任って来られると、やっぱりそれがいわゆる家族主義とされていってしまうので。今回でてきている虐待の問題にも、その背景があるんですよ。

○部会長 そうです。

○土井委員 やっぱり、それは、責任ってあんまり言わないほうがいいんじゃないかなって、最近、しているんですけどね。

○部会長 これ、ちょっとね、確かにおっしゃるとおりで、いや、自分も親をしたので、責任が取り切れないという思いもあるのも含めて、なかなか難しいですね、今ね。

いろんな環境、置かれた状況によって、親だからというんじゃない。まさに、その社会的な市民としての責任は語れるけど、ということがあのような気がしますね。

ちょっとそこは、検討をしていただいて、ほか、いかがですか。大丈夫ですか。その点。

○小西委員 はい。

○部会長 じゃあ、どうぞ。

○小西委員 全体的に、今、非常に多様な内容だと思うのですが、外国人の子供という捉え方を、外国にルーツのある子供ということで捉えていたりとか、あるいは、性同一性障害に関しても、性の多様性という観点からというように、だんだん全体的にかつての計画よりも、やはりダイバーシティという、東京都の方向性でも採られているその多様性を踏まえた形でまとめていくというあり方が、必要になってきているのではないかと感じました。

また、相談窓口も以前に比べても、大分充実化されてこられていると感じているのですけれども、そこにうまくつなげていけるような仕組みというのですかね。これをまた、さらに、確立していくことが、方向性として必要ではないかと思えます。

以上です。

○部会長 はい。ダイバーシティについては、本当にいろんな角度がありますよね。

ですから、ダイバーシティをこの社会が容認して、先に進むための仕組みですので、そこが、先ほどからずっと出ているように、問題だみたいに、一方的な物言いにならないように書き方を工夫する必要がありますね。

それから、今、ご指摘いただきましたけど、相談窓口がいっぱいあれば、それでいいというんじゃないと思いますね。窓口につながないと、やっぱり特に、困難な人たちにとっては、窓口は、遠い存在だと思いますね。

学校を中退した人たちが、よく言っていたんですけど、就職ができないなら、ハローワーク行けって言われると。ハローワークに行くって、どういう気持ちで行けばいいんでしょうかと言われたことがありました。つまり、冷たい窓口なんですよ、イメージが。本当は、そうじゃないんですよ。でも、1回も行っていない人にとっては、そんな遠いところに行って、しかも、知らない人と話さなきゃって、気が重くてしょうがない。

だから、そういう意味では、今、ご指摘のように、つなぐ仕組みづくり、これは、すごく同行支援もそうですし、みんな考える必要があるかと思いますね。

じゃあ、どうぞ。

○河野委員 今日はいろんな、テーマがあって、でも、一見違うようでも、つながっている部分っていっぱいあると考えます。初めに言ったように、色々な支援策を横串を刺したらうまくいくところというのは、結構あるかなというふうに思います。

それで、今、おっしゃられたように、あんまり相談窓口がいっぱいできてもしようがない。とりあえず親もそうですし、子供たちもそうなんですけど、ふわっと一旦相談できるような場があることが重要です。そこが、どういう相談にのれる場なのかみたいなのを、まず、一次的な相談窓口として、ひきこもりだったら、ひきこもりサポートネットとか、若者だったら、若ナビαとかありますけど、もうちょっとその辺の活かし方であったりとか、ほかの相談機関との連携みたいな、そういうのを強化できるようなものを、考えていければ、あるいは、うたっていければというふうに思っています。

○部会長 はい。ということで、いろんな機関の連携ということで、じゃあ、井利委員。

○井利委員 はい。印象なんですけども、全体的にやはり当事者を中心にした、当事者は、自分で生きる様を選び、生きたいように生きて、主体性を持って生きればいいというところを、もう少し、先ほど言った10代の妊娠についてもそうですし、非正規・正規もそうですし、ご自身が選んでいい、それを後ろから支援するのが支援であるといった姿勢が、もう少し前面に出るような書き方が、そうしたら、困ったときには、困っているから、主体的に相談に行けるというような、そういった全体的な感じが広がっていくといいかなというふうに思います。

それで、親もそうで、家族支援だから支援されなきゃいけないとかではなくて、やはり親

も皆さん、非常に困ってる時があって、困ってたから相談に行こうというところで、そして、こういう窓口があるよっていったような、その当事者をまず中心に、こちらが支援をするという形ではなくて、そういった書き方が全体的にもう少しなるといいかなという、これは、印象なんですけども、というふうに思いました。

○部会長 はい、わかりました。

どうもありがとうございました。ちょっと時間が過ぎちゃっているので、ここまでということで、いろんなご意見をいただいて、ありがとうございました。

具体的な文面の改定というところには、まだ、落としていないから、きょうのお話を踏まえて、事務局のほうでもご検討をいただいて。

ただ、きょう、お聞きしていて、ずっと思ったんですけど、やっぱりその問題の表層のところでは違っても、やはりかなり核のところでは共通していて、しかも、そのずっと出ているように、その当事者にとっての問題理解というものをある程度、踏まえないとわからないようになってきているので、ここをやはりきちんと押さえた計画にしていくということは、重要かと思います。

それで、家族支援、それから、ダイバーシティというものを前提にした社会づくり。

そして、相談窓口につなぐ仕組みづくり。こういったやはり幾つかの次元のことが、明確に書かれていくといいと思います。また、さっき、井利委員からお話がありましたけど、私、ちょっと主体性って怖い言葉だと思っているんですね。教育学は、主体性という言葉が好きなんです。でも、主体性って言い出すと、自己責任に必ずなるんですね。それは、ちょっと違うと思っているので、むしろ能動性なんだと思いますね。前向きにその人たちが、課題を解決できる能動性につながるような、やはり、全体的な流れを形成してあげることが、非常に重要なかなと思います。

だから、自分の足で踏み出せば、支援してもらえると。こういう感覚を持ってもらうということが、非常に要求されているんじゃないかなと思います。これは、実は、ここにいらっしゃる皆さんもそうだと思うんですけど、それぞれの部署でも感じていることだと思います。

僕らも大学で感じていることも、大学も、昔のようではありませんから、今もお話をしてきたように、やはり、若者のある通過点の中で、彼らをどう育成するかになってきていますので、今日、出ているような問題が、つまり、教育機関もいろんなところでやっていかないとなくなっている課題だということは、やっぱり自覚したいと思いました。

はい。ということで、この若者像をきょう、お話ししてきましたので、これを踏まえて、

子供・若者計画の改定と、支援の充実の文面をつくっていただきますので、どうぞ、また、それを見ていただいて、再度のご意見をいただきたいと思います。

それでは、最後に、次第の5ということで、その他、事務局の方からご紹介ください。

○若年支援課長 はい。冒頭、スケジュールの説明でも申し上げましたが、次回、第3回若者支援部会ですが、12月20日の開催予定をしております。詳細決定次第、ご連絡差し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○部会長 はい。ちょっと短期的ですが、できれば、次回までに今日の議事録を整備していただいて、それを踏まえた形で、12月、実は、短期的にまた、会合が重なる予定になっていますので、その前提を押さえた上で、お願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

はい。それじゃあ、これをもちまして、今日の若者支援部会を閉会したいと思います。どうもいろんなご意見をありがとうございました。

本日、お集まりの皆さん、ありがとうございました。

午後12時04分閉会